

時事新報

第三千六百六十八號
 明治廿四年十月廿四日（土曜日）
 舊曆辛卯九月廿二日（癸未）
 出版部 東京市本町三丁目
 電話 四三三三
 印刷部 東京市本町三丁目
 電話 四三三三
 西曆一千八百九十一年

時事新報定額
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
 價報告あり其代價送料廣告料は左の如し
 一 一月前金五元 三月前金十元 六月前金二十元
 一 一年前金五十元 三月前金一百元 六月前金二百元
 ○ 時事新報社より直接に購取スルモノハ右定額ノ外二月十三日ノ
 郵政手由アリ

本社（寄稿）

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
 撰登するより各社同一の記事に掲ぐるものと事からず獨
 り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯種の社
 に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
 信社に之へ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
 ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も亦
 らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
 本社に向け發送あらんとす

時事新報

聯立内閣組織の手段は如何

政黨内閣に達する準備として先づ朝野聯立の内閣を造
 る可しとは我輩の素て述べたる所にして今の情勢内
 閣を變じて純然たる政黨内閣と爲すには是非とも此順
 序を踏まざるを得ず民間政黨の人々は年來政黨内閣の
 説を主張して飽きずも實行を期したる事あれば國會開
 議の今日に於ては一日も早く其實を見んと欲するも
 たらんやれども政治の實際は口舌筆紙の議論と異にし
 て自から進歩の順序があるが故に其順序を追ふて漸次
 に進むの方針を取らざる可らず今や政黨の勢力も次第に
 盛なるが如しと雖も今日唯今より直に政黨内閣の行は
 る可らざるは何人も承知する所にして恐らくは熱心の
 政黨員と雖も亦その然るを認むるに足らざらん即ち今日
 の方針は先づ其最後の目的を定め次第に其目的の方向
 に進むに在りて我輩の所謂聯立内閣の説の如きは恰も
 之に進むの第一着歩として勉む可き所のある可し
 而して其實際の手段を如何と云ふに純然たる政黨内閣
 となれば悉く黨派の者を以て内閣を組織するに足らざ
 りとも聯立内閣は之と異にして従來の政府員と聯合して一
 種中性的の政府を造くるの趣向なるが故に政黨員中より
 内閣に入る可きものは實際の技術は兎も角も其名實地
 位は政府員に匹敵するの先輩を推さざる可らず或は既
 朝野の聯立と云へば政府と政黨と相聯合するの故に
 して政黨より出づるものは必ずしも名實地位を問ふに
 及ばざる可しとの説もあらんやれども事實の實際に於て
 は決して然るを得ず今假りに現内閣更迭の機に際して
 第一に聯立組織の組織ありたりとせんに政府より其
 内閣に入る可きものは必ず世に所謂第一流もしくは第
 二流の政治家ある可し然るに政黨よりするものは極
 若手にて其名實地位を政府出身のものに比して甚だ不

釣合なるときは事實に於ては差支なき筈やれども之が
 爲めに案外の邊に不折角を感じて折角の事を破るの恐
 れなきに非ず浮世の人情に於て免れざる所なればあり
 故に政黨の人々にして急々聯立内閣の方向を取らんと
 するに先づ黨中一二の先輩を推して其任に當らしむ
 るの覺悟ある可からず幸に今の政黨の領袖ども云ふ
 可き人の中に政治上の實績に富み且つ名望地位にも
 乏しからざるものあれば先づ第一に之を推して政黨
 の一人として新組織に入るの用意を爲す可し或は是種
 の人々は黨員の推挙を待たざるも時節到來すれば自か
 ら出づるの機會もあるに足らざらんやれども聯立内閣を
 造くるの手段として出處進退共に黨員の資格を以て
 せしむるに肝要にして黨員たるものも殊め其覺悟
 を以て其人を戴き之と運動を共にして黨勢を張り黨力
 を奮ふに盡力す可きのみならず聯立内閣の方向は
 既に定まりたりとして扱ふの實際の運動は如何す可き
 やと云ふに元來政黨の斷引、議會の方略は一種の策略
 にして臨機應變のものなれば豫め云々す可きものに非
 ず例へば信任投票の問題の如きも我國にては議會の未
 だ開けざる今日より喋々して或は大津事件などの如き
 古疵を提出さんとするの議もあるよし元來信任投票と
 は其字義の如く内閣信任の有無を投票に問ふものにし
 て如何なる事件に就て之を試むるも差支なければ西
 洋政黨國の事例を見るに寧ろ偶然の機會に發するもの
 多きが如し之を我國の議會に例すれば昨年外務省所管
 の議事中に端々く現地の土地賣買事件の質問起りたる
 が如き時機に發するものにて其事は敢て重大ならざ
 るに似たれども政府の信用に關するものとせばとて議
 論に花を生じて滿場一時に熱する其熱を利用して忽に
 信用投票を試みるものあり或は斯る時機に際すれば政
 府の方より先づ投票の議を發して却て勝を制する事も
 なきに非ず即ち其臨機應變の手段は一種の策略にして
 信任欠乏云々と云ふも必ずしも政府の當局者が眞實全
 國民の信用を失ふて政務を托するに足らざるの故に
 非ず申さば反對黨のものが其機會を利用して代るの
 策略に出づるものとせば豫め黨議を定めて次期の議會
 には必ず信任投票を行ふ可しと宣言するは所謂政治上
 に兵を誘ふものにして未だ戰機に熟せざるものあり
 と云はざるを得ず然りと雖も我國の國會は開設勿々に
 して所謂議院戰略の如きも全く不慣の事なれば練習の
 爲めとて時々これを試みる可しと云ふは是れも亦
 信用投票と同じく戰術に屬するものなれば豫め其手
 段を云々するは甚だ困難なれども今の政黨の方向にし
 て果して此邊に在りてすれば今度の議會の開期中もし
 も前期の如く豫算の問題に付き政府と議會との間に
 解を異にして相争ふ最中に當り或は昨や世間に傳ふる
 が如き内閣中の紛議を其時に見るが如きものとあらば
 誠上好機會にして其機會を即ち議會中より聯立内閣
 の問題を提出するに屈強の時ある可し但し右は萬一の

官報

- 宮内省告示第十五號
 皇太后陛下十一月四日京都御發與奈良縣大坂府兵庫縣
 へ行啓陸路ヲ經テ同十五日還御ノ旨仰出サレ
 明治二十四年十月二十三日
 宮内大臣子爵土方久元
- 内務省告示第五十一號
 一冊
 一 錢占意氣奈好此
 愛知縣名古屋市梅園町十九番戶 矢田徳三郎發行
 右出版物ハ風俗ヲ壞ルルモノト認ムルヲ以テ其發賣
 頒布ヲ禁ス
 明治二十四年十月二十三日
 内務大臣子爵品川彌二郎
- 内務省告示第五十二號
 一 大日本帝國發行切手ニ模擬シタルモノ
 右出版物ハ治安ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣
 頒布ヲ禁ス
 明治二十四年十月二十三日
 内務大臣子爵品川彌二郎
- 逓信省告示第二百三十八號
 一 汽船一丸檢査證書 明治二十四年一月二十六日登簿
 右者北海道廳後志國岩内郡御嶺内町岩内汽船會社へ下
 付ノ處客月十五日後志國瀨田郡此羅村平磯磯磯ニ歸レ
 本船沈没ノ際流失候旨届出ニ依リ其所を見聞ノ者ハ速

好機會を想像したるものにて實際に斯る場合は甚だ稀
 ある可けれども目下政黨員の希望は直に取て代るの大
 志あるに非ず只漸次に其目的を達するの手段として聯
 立云々の説もある次第なれば是れも亦議院戰略の練習
 と心得、機會の有無に拘はらば次期の議會中に其問題
 を提出する可きも亦妙ある可し或は現内閣は皇室の信
 任に給ふ所のものなれば苟くにも交迭に關係する問題
 を提出するは不都合なりとの説もあらんやれども斯る
 極端より立論するときは内閣も固より信任を辱ぶす
 るものとあらんやれども議會あり人民なり皇室に對しては
 均しく信任の榮を蒙るものなれば其間に區別ある可ら
 ず云々の結論に達せざるを得ざるに極端の窮論論は
 暫く止めとして虚心平氣に其成行を見れば假令議會
 が於て斯る議決を爲せばとて其成否は自から分明なる
 が故に當局者に取りては別に心を勞するに及ばず又議
 會の方にては實際に望みなき議決を爲すは甚だ無用なる
 に似たれども是れも戰略の演習と覺悟すれば敢て不平
 もある可し斯くて雙方共に輕々看過して洒々落落相
 接する其間に次第に經驗を積んで遂に其練習を實にせ
 んよと事の圓滑の爲めに我輩の祈る所なり

NEVER JUDGE BY APPEARANCES.
 れ勿る取を人て以を貌

The Summer Boarder: Little boy, I can't swim.
 The Boy: Haw, only up ter me re h.
 避暑の客人
 オイ子供や
 此身や泳ぐ
 んどは出来
 ないが其處
 は深いか
 子供 ナ
 いたった首
 さりです



"Oh! this makes me feel young again."
 若くはなる



雑報

- 奈良大坂神戸へ行啓の御休泊
 其大坂神戸へ行啓あらせらるる
 本月二十一日の本紙に記載せし
 月四日京都御發與奈良大坂神戸
 十四日神戸御發與同停車場より
 に御着同夜同處の鶴見新平氏方
 八時御發車同午後三時三十分
 御所へ還御あらせらるる御都合
 ○ 東福寺及び兩本願寺へ行啓
 四日前九時御出門東福寺へ行啓
 廟及御先父御遺公の墳墓に御
 内御覽覽物御一覽の後大谷派
 へ行啓あらせらるる趣きにて本
 恩として白書院の本舞臺に於て
 て去る二十日頃より準備に取
 ○ 京都保守黨の計畫 京都の保
 び平安保守中正俱樂部にては今
 行を招待し共樂館に於て兩國
 擴張と協議せんと目下計畫中
 の通信に見ゆ
- 大日本水産會 赤坂沼池の同
 後一時より第九十二回月次小集
 (因但の水産、緒方千代治氏) (一
 松幸吉氏) (大嶋捕鯨の成績、關
 其他水産上必要の件を談話せる
 ○ 水道給水費と市民有志者ある
 會が今年市公債一千萬圓を五年
 道路河溝橋梁等を改良せんと企
 料に關して東京市民有志者なる
 り其要旨は當局者が見積りたる
 圓は新たに市民が水料として償
 收の方法を見れば之を市内家屋
 二倍三倍の多きに上り地所の筆
 地に住居する者は専用用水にて
 四十八錢煉化石造七十二錢、百
 八圓若くは七十二圓を拂はざる
 は右に三倍するの巨額を要す所
 て市民の負擔に堪えざる所殊に
 る事甚だ不都合なれば暫く水道
 計り且つ用水費の徴收方法を改
 云ふに由る、然るに今右に關
 人の説く所を聞くに此家屋に就

○ 菅轄編へ申出へ
 但該證書ハ無効ニ屬ス
 明治二十四年十月二十三日
 逓信大臣